

# 相模原市 ふるさと納税 返礼品取扱事業者説明会

平成29年9月22日(金)

① 10:00～12:00

産業会館

(3階 大研修室 B)

相模原市中央区中央3-12-1

② 15:00～17:00

津久井まちづくりセンター

(3階 第1会議室)

緑区中野633 津久井総合事務所

※①と②は同じ内容になります。

※開始時間の15分前より開場受付致します。

※駐車場の台数に限りがあり、駐車出来ない可能性があります。できるだけ乗り合い、または公共交通機関にてお越しください。

・相模原市では平成28年12月1日から寄附者に特産品や相模原市ならではのサービスを返礼品としてお送りしております。

・今回の説明会は、平成29年12月1日以降、返礼品を新たに登録または変更する事業者の方に向けて開催するものです。

・12月1日より返礼品の取扱いが変更となりますので、すでにご登録いただいている事業者の方、または新たに商品やサービスの提供を希望する事業者の方は是非ご参加ください。

## ふるさと納税とは？

・寄附を通じて、ふるさとを応援できる制度です。

・都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、個人住民税所得割の2割を上限として、所得税と住民税から税控除されます。

お問い合わせ：相模原市 企画財政局財務部財務課

TEL:042-769-8216

FAX:042-751-0208

# Q & A

事業者にはどのようなメリットがあるのですか？

ふるさと納税ポータルサイトに掲載されることにより、生産品を全国の人に知ってもらうきっかけづくりとなり、商品やサービスのPRができます。

ふるさと納税制度は新聞やテレビ等の各種メディアに取り上げられている影響もあり、年々市場規模が増えております。平成28年度の全国におけるふるさと納税の実績は2,844億円に達しています。

説明会はどのような内容ですか？

返礼品の選定基準、申込方法及び発送手続きなど、新たな返礼品の取扱いに係る今後のお手続きに必要な大切な事項について説明させていただきます。

すでに登録いただいている事業者の方、新たに返礼品の登録をご希望の方は、ぜひ事業者説明会にご参加ください。

返礼品とする商品やサービスはどのようなものが想定されますか？

相模原市の魅力を発信し、本市の産業振興、地域の活性化につながる要素を持つもので、市内で生産、製造、加工されているもの、市の生産品を原材料として使用しているもの、又は相模原市に特に縁の深いもののいずれかに該当しており、品質及び数量の面において安定供給が見込めるものを想定しています。

## ふるさと納税 返礼品取扱事業者説明会 参加申込書

説明会参加希望の方は、下記の必要事項を明記の上、FAX又はメールにてお申込み下さい。

フリガナ 事業者名		フリガナ 代表者名	
フリガナ 担当者名		電話番号	— —
参加場所	<input type="checkbox"/> 産業会館 <input type="checkbox"/> 津久井まちづくりセンター	参加人数	人

相模原市 企画財政局 財務部 財務課 FAX:042-751-0208

Mail:kifu@city.sagamihara.kanagawa.jp